

令和元年度第2回 神奈川県子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年11月13日（水） 15時00分～17時00分

場所：万国橋会議センター 401号室

- ・ 事務局より、委員数21名中、代理出席1名を含め14名が出席し、定足数を満たしていることを説明した。
- ・ 香川局長より開会のあいさつを行った。

○小沼会長

お忙しいところありがとうございます。一つだけエピソードを申し上げたいと思います。

ある保育園の保育者が、お母さんから相談を受けて、「うちの子、夜に中々寝ないんだけど」と相談を受けたそうです。よく聞いてみたら、子どもを真っ暗な部屋に入れて、「これからあなた寝るのよ、寝なさい」と言ってお母さんがそのまま部屋を出てしまう、という話でした。

もう一つは、児童養護施設のお子さんですが、その養護施設は、「頑張り賞」というのを毎年出しているんですね。その「頑張り賞」で何が欲しいかを聞いたら、「添い寝権」が欲しいと小学生のお子さんが言って、先生に添い寝をしてもらった、というエピソードがありました。

両方とも、この子どもたちが、今をもっとより良く生きて、また、将来巣立って大人になってもらいたいなど、こういう風に思ったところでした。

そういうことに関わっている、ただ書面だけ見ていると中々そういう顔が見えてこないですが、子ども達が笑顔になれるように、プランの基本理念にありますように、笑顔になれるよう、それを支えていくのがこのプランになっていくのではないかと思います。

ここからは座って説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

いよいよ本日から具体的な案に入ってまいります。今日は「かながわ子どもみらいプランの改定素案について」及び「神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について」の二つの議題について皆さんにご審議いただきます。

かながわ子どもみらいプランは、前回ご指摘いただきました骨子案の施策展開に基づき、具体的な施策や目標値をまとめるとともに、当会議の専門部会でご審議いただきました教育・保育の需給計画と教育・保育に従事する人材の必要見込み数等をまとめ、改定素案として作成してあります。

それでは、議題(1)「かながわ子どもみらいプラン」の改定素案について、まず、当会議の専門部会で審議を行った事項について、事務局から説明をお願いします。

まず、議題(1)の「ア 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容等について」、計画フレーム専門部会における審議結果です。部会長の鬼頭委員が本日ご欠席のため、事務局からご報告をお願いします。

○川上子ども企画担当課長

【資料1、2に基づき説明（幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容等について）】

○小沼会長

ただいま事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問がございましたら、挙手をお願いします。

山重委員から出た意見以外について、基本的には変わっていないというところでしょうか。

○川上子ども企画担当課長

需給計画については、もちろん新しい計画に変わっています。認可・認定の考え方等については現行計画に引き継いでいると、簡単に言うとそういうことでございます。

○吉田委員

所属している計画フレーム部会には出席できませんでしたので、少し外れた話があれば、ご容赦願いたいと思います。

これは、市町村計画の需給を積み上げたものですので、県がどうということでは全くないのですが、関わっている自治体のことを考えると、今回非常に悩ましいのが、10月の幼児教育・保育の無償化です。需給の予測が困難で、影響をもたらすだろうということで、実際には自治体の状況、あるいは公立・私立の幼稚園・保育園の実費等の設定でかなり変わってきて、ある自治体では新1号認定がかなり激減すると聞いております。別の自治体では幼稚園のいわゆる預かり保育がかなり増えて、2号子どもが新2号に結構いつているというケースもあります。

市町村によって全く状況が違いますので、数字を出すのは大変難しいとは思いますが、ただ、そうは言いながら、この計画は来年令和2年度からスタートします。来年4月から無償化の影響はおそらくまともに出てきます。多くの市町村が正確な予測がたたない中で、実際には、この需給計画と実態が乖離する可能性があります。今までは中間年の見直しという話がありましたが、今回は中間年というよりも、むしろ令和2年度の無償化に伴う変動を、もう一回どう軌道修正するのか、ということが課題になるだろうと思うのですが、その辺について、県のお考えはいかがでしょうか。

○川上子ども企画担当課長

今ご指摘いただいたようにこの10月から無償化が始まっております。各市町村が市町村の需給計画を策定される時に、保護者の方にアンケートを取られているのですが、アンケートの時期がほぼ昨年度中ということで、無償化をやることはわかっていたのですが、正式に決定していなかったということで、3分の2くらいの市町村は、「無償化の場合にどうしますか。」という設問を入れられたのですが、残りの3分の1はそういう設問すら入れられずという状態でした。

各市町村にアンケートの結果はどうでしたか、とお伺いしたところ、あまり影響がないというところもあれば、ちょっと影響が出そうだといいところもありました。ただ、押し並べて、蓋を開けてみないとちょっとわかりませんということをお願いしております。

この10月の無償化にあたって、既に動きが出ているところにお伺いしている部分があります。増えてきたというところもありますけれど、これから計画確定まで、もう少し時間があります。どこまで反映できるかわからないですけれども、各市町村でもできるだけ間に合えば、反映をしていただくような形に整理をしていきたいと考えています。

○小沼会長

悩ましいところではありますが、反映できるのであればした方が良いでしょう。事務局は大変だと思いますが、お願いします。

それでは、次に進めさせていただきます。続いて議題の(1)「イ 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数等について」です。これは、子育て支援人材・情報専門部会の審議結果について、尾木部会長からご報告いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○尾木委員

【資料2に基づき説明（幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数等について）】

○小沼会長

ありがとうございました。事務局から追加はありますか。

○川上子ども企画担当課長

お配りしております参考資料3をご覧くださいと思います。先ほどの需給計画と同じように人材の必要見込み数につままして、現行計画から引き続きの推移を示させていただいたものとなります。こちらの数値もあくまで暫定値ですが、参考までにご覧いただければと思います。保育士については、引き続き確保が必要になってくるということがございます。以上です。

○小沼会長

先ほど吉田委員からご指摘がありましたが、これも無償化の影響で必要人数が大分変わってくる可能性があるというところです。今の説明についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。

続いて議題の(1)「ウ『3つの力』を充実・強化する取組み及び目標設定項目について」、事務局から説明をお願いします。

○川上子ども企画担当課長

【資料2に基づき説明（「3つの力」を充実・強化する取組み及び目標設定項目について）】

○小沼会長

たくさんの説明があり、ページ数も多いので、皆さんどこから取り組んで悩むかもしれませんが、ただ、前プランからすると、随分整理され、視点も増えて、網羅してきたと思います。

ただ今事務局からご説明のあった内容について、ご意見やご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

○山梨委員

県に確認になるのですが、10月からの無償化の件で、当町でも問題になっているのですが、認可外保育施設で県に届出もしていない類似施設、幼稚園に多いと思います。そういったところに対して、市町村の判断という項目が一部あると感じたのですが、県として支える、または支えないという姿勢を出さずに市町村に支援というかたちでよろしいのでしょうか。

○徳永次世代育成課長

幼稚園類似施設でも、認可外保育施設として届け出ているところもありますし、届出対象外となっている施設など、色んな施設がありますので、その状況を確認させてもらう必要がございますし、国のほうで、今どんな支援をするかということを検討している状況もございますので、様子を見ながら県もどうするか考えていきたいと思っています。

ただ、届出対象外となっている施設も含めて全て補助をするのは難しいと思っていますので、国の検討状況を見ながら考えていきたいと思っています。

○小沼会長

他にありますでしょうか。

○吉田委員

今の件について、もう少し正確な話と個人的な意見を申し上げます。

今回、無償化で認可外保育施設が対象となるのは、あくまで2号相当の子どもに関してだけであって、いわゆる幼稚園類似施設は、国の衆議院、参議院の内閣委員会で検討課題となっており、今現在は、いわゆる幼稚園類似施設の認可外保育施設は、届出に関係なく無償化の対象外であって、あくまで保育所等のような一定の長時間保育を新2号認定を受けて利用される方のみが無償化と対象となります。実際にそれをどこまで認めるかは、市町村の判断に委ねられているというのが、正確なお話になるかと思っています。

次に、個人的な意見を1、2点申し上げます。今のご説明に直接関係ないのですが、2ページのところで、神奈川県総合計画グランドデザインのもとに個別計画があって、このプランがあるということで、右側に色んな計画がございますが、もしかしたら青少年育成・支援指針のことかもしれませんが、通常は、県も市町村も子ども・若者計画を策定し、特に、市町村ではこの計画と次世代育成支援対策推進法の計画をパッケージとして策定し、子ども・子育て支援法の計画を外すといったところもあります。県に、子ども・若者計画があるなら、位置づけをお願いします。

次に、48 ページのどこかに絡むのかもしれませんが、最近「ヤングケアラー」という言葉があって、子どもが親の介護をすることや病気で寝たきりの世話することが問題となっており、厚労省も調査・研究を行っているところですが、これをこのプランに記載しろというわけではありませんが、そういうことも重要な問題であることを意識してほしいです。

それから、88 ページに該当すると思いますが、妊娠・出産について、これも国で調査・研究を行っていますが、多胎児や低体重未熟児が問題となっており、例えば5つ子や、産まれた子どもが 800 グラムだったということなどがかなり増えてきていて、これに対するサポートケアもかなり大事な課題になってきています。これもプランに記載するということが問題ではなく、そもそも問題意識として押さえていただけるとありがたいと思っております。

○川上子ども企画担当課長

1 点目については、委員のご推察のとおり、「かながわ青少年育成・支援指針」が、本県の子ども・若者育成支援推進法の都道府県計画となります。ただ、少しわかりにくい記載となっているため、わかるように記載させていただきます。

次に、ヤングケアラーと低体重児のサポートケアについては、ありがとうございます。課題としては認識しております。ただ、具体的な取組みとして、そのようなお子さんがいることを、各関係者が十分に理解して、常に気にして、見つけていくことがまず大事と感じています。具体的にどのように施策としていくかは、まだ検討中ですが、認識させていただきます。

○小沼会長

他にありますでしょうか。

○小澤委員

まず、1 点目に認可外保育施設についてですが、吉田委員のおっしゃるとおりで、厚労省発信で、幼稚園における認可外保育施設の届出について、該当するなら届出をなさいというもので 10 月に発信されました。それを踏まえ、県は、幼稚園に認可外保育施設が幼稚園にあるか、あれば届出をお願いしますとしました。無償化は、認可外保育施設に通っている子どもは全員対象とするのが基本的な方策で、特に幼稚園に設置されている認可外保育施設は、1・2 歳児の保育施設であり、その中に保育を必要とするお子さんを預かっているケースがあり、それを認可外保育施設として届け出てほしいということです。そうすると、その子も無償化の対象となるということで、今回、幼稚園における認可外保育施設ということで通知が発信されたということになります。

それから、このプランを見て、それぞれ素晴らしいことが書かれていると思っております。総論でございますが、それぞれの施策には、財政的な裏付けが必要なところもあります。市町村がやる事業を一部助成するとか支えるとか、ある方向に施策を誘導するとか、という財政的支援もありますが、県が、自分たちの財政でやっつけなければならぬ施策もあると思っております。

県の財政はいつも厳しいと香川局長はおっしゃいますが、優先順位を決めてプランを作られたのであれば、お金を出していくという強い決意を出していただきたいと思っております。我々

の団体がよくお願いしているのは、人材の確保、教職員、先生方の給与を上げて保育の世界に一人でも多くの人にきていただき、そして、幼児教育の質の向上では、研究・研修にしっかり出られる体制、つまり研究・研修に出るということは、出ていく先生をサポートする、現場をフォローする体制が必要ですので、こういったことに目配りいただき、ぜひこのプランをしっかり肉付け、財政的裏付けをお願いしたいと思います。

○小沼委員

ありがとうございました。何かお答えをいただけますか。

○香川福祉子どもみらい局長

プランを作っても机上のものとならないように、今、財政とおっしゃられましたが、予算も必要ですし、また、予算を使って現場でやってくださる方たちとその間をつなぐ職員の人材も、組織体制も必要でございます。プランを作るときには良いことばかり書いてあるように見えるかもしれませんが、書くに当たっては、できるのか、また、市町村のご協力もないとできないこともあって、そのようなことも考えて、それでもできるだけ高い理想を掲げていきたいと思えます。なかなかクリアに全部のお金はつきませんが、現実を見ながら何ができるか真剣に考えて取り組んでいきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○小沼会長

意外と社会で認識されていないかもしれませんが、子どもや子育ての問題は待ったなしの状態です。県にももちろん頑張っていただきたいですが、皆さんで知恵を出し合い、ここにはやらなくてはならないことが書いてあると思うので、体制を整えていただければと思えます。大事な問題だと思っています。

また、皆さん、おわかりかもしれませんが、30ページの施策体系図を見ていただければ、どこにどう書いてあるか、どこに位置付けられているかがわかりやすいと思えます。ご確認いただきながら、ご意見やご質問をよろしくお願ひいたします。

○高井委員

医師会の立場から、いくつかお話ししたいことがあります。

1つは虐待についてです。非常に問題となっており、内閣府からの児童相談所の強化について、県のほうに要望も出していますが、県として恥ずかしい状態ですが、児童相談所に常勤の医師を置いていません。非常勤の医師はおりますが、横浜市では、常勤の医師を置いてあります。これは早めに解消いただきたいです。こども医療センターの精神科の先生によると、医師がいるほうが、対応が圧倒的に早いです。時間を争うことがありますので、予算がかかることでしょうが、よろしくお願ひします。

次に以前から県に申し上げていることですが、学習障害児について、3歳から就学時まで健診がないため、その間が空きます。

どの辺で見つけていくかについては、できれば5歳児健診をやってもらいたいです。鳥取県などはやっています。予算が難しいのが現状と思えますが、せめて各市町か、5歳児を持つ保護者に、そういう問題がないか、アンケートを出して、問題のありそうな児童について

は医療につなげてほしいです。鎌倉市などはやっています。ぜひ、早期に見つけて、早めに親や子に介入するよう、お願いしたいと思います。

それから、母子保健事業についてです。周産期、特に出産後1、2か月でうつになる方が多く、女性の20代30代の死因の一番は自殺で、妊娠・出産にかかるものが多いということでハイリスクな方や、もともと精神疾患を持っている方への介入が必要で、保健師さんや助産師さんの介入についてお願いしたいと思います。

県医師会としましては、産婦人科あるいは助産師さん等が、妊産婦に問題がありそうなどに、相談に行つて受けてくれる精神内科のクリニック等のリストを作りました。各医師会にございますので、それをご活用いただけるように、たくさんは配布できませんが、多くの人に見ていただきたいと思っています。

82 ページの病児保育についてです。これは、恐らく、意思に関わらず働く女性が一番必要としているのは、病児保育です。保育所はけっこう整備され、待機児童はなくなってきていると思いますが、例えば子どもが熱を出したときに、それを保育所に預けることができないので、その時にどうしても休めない、例えば病院に勤務する女医さんが外来を休めないなどの場合、両親など見てくれる方がそばにいてくれない場合は大変なことです。県の補助も考えていただいて、なるべく多くの施設で作っていただきたいと思っています。

それから、83 ページの地域未来塾推進事業助成です。これは貧困の問題もかかってくると思いますが、貧困の子どもも多いといわれており、7人に1人といわれています。今、子ども食堂やNPOなどが、行政の足りないところを補っていて、そういうところにボランティアがはいつて、学生たちが子どもに教えており、塾の代わりにやっています。そういうところに援助するシステムづくりをお願いしたいと思います。

○小沼会長

ありがとうございました。5つほどご提案いただきました。いかがでしょうか。

○川上子ども企画担当課長

順番は、ばらばらになりますがご説明します。それぞれ担当の課長からお話させていただきます。

まず、2点目にお話しいただきました学習障害のための5歳児健診についてです。ご存知のとおり、市町村事業で、法定では3歳児の就学前となります。どういうところまでやるかは、市町村の判断となりますので、今この場でどうするかは申し上げられないのですが、いただいたご意見は関係の部局に伝えていきます。

次に3点目の産後うつについてですが、ご指摘いただいたところの中で、事業については、計画に記載していますが、市町村にニーズ調査をかけています。産後ケア事業を行っているリストをお持ちになっているということですので、こういった情報も担当のセクションにお伝えさせていただきます。

残りは担当からお答えさせていただきます。

○中野子ども家庭課長

児童相談所につきまして、医師会の先生方には日ごろからご協力いただき、ありがとうございます。大学病院や地域の基幹病院では、虐待の傷を見ていただき、虐待かどうかの診断から治療、場合によっては医療機関の一時保護まで、本当にお世話になっております。医師の所見がないと虐待認定は難しい場合もございますので、今後も医療機関との連携は強化させていただきたいと思っております。

医師の配置につきましては、非常勤の医師で不十分な部分もございますが、全地域の医療機関と連携して、しっかりとした体制をとっていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

○徳永次世代育成課長

病児保育についてお答えします。先日、病児保育をやっているところに伺って、お話を聞く機会がありましたが、やはり、医者のほか、担任を持っている学校の先生など、休めない方は利用すると伺っており、病児保育の大切さを改めて実感しているところです。

県では、単独の市町村で病児保育を作れない場合があります、近場の市町村でまとまって作れないか調整しながら作ってもらっているところで、毎年増やしていきたいところですが、最近動きが止まっている状況であります。改めて市町村に、どこがネックで作れないか、調査をかけている状況です。以前調査したときは、やってくれる病院がない、またはファミリーサポート等で対応するから大丈夫という話もあったのですが、再度詳しい調査をして、結果を踏まえ検討していきます。医師会の皆さまとご相談することもあるかと思っておりますが、その際はよろしくお願いいたします。

○川上子ども企画担当課長

地域未来塾については、教育局の担当の課にお話を伝えます。貧困の観点からも、学力と経済力の関係は課題と考えていますので、ご意見をお伝えます。

○高井委員

成育基本法が成立して、色々な法律がこれから出てくると、県も市町もやらねばならないことがでてきますが、それを待つのではなく、県が強いリーダーシップを持って、例えば健診のことに関しても、やれる範囲でやっていただきたいです。アンケートはお金もかかりませんし、市町村でやれることは多いので、県がリーダーシップを持ってやっていただきたいです。早めに見つけてあげることで親も子も違ってくると思っておりますので、よろしくお願い致します。

○小沼会長

ありがとうございました。お願いしますということで。

○稲垣委員

大変よくまとまっている資料になっていると思います。私からは、つくりの問題でご提言申し上げます。

県には子育て支援員制度がありまして、これは地域の中で、保育士等の資格を持っていないくても、高齢者の方や主婦の方が子育てに参加するという大変良い制度であると思いますが、その記述が、幼児期の教育・保育の人材の確保にあります。たしかにそうではあります、やはり地域の中で子育てに関わりたい人を発掘して、地域の中で関わってもらおうという一面もあります。ですので、記述場所としては、30 ページ体系図の中の3の「社会全体が支える力」の1か2に記載いただくのが良いのではないのでしょうか。

○小沼会長

では検討していただければと思います。

○池宗委員

さきほど医師会の委員より、児童相談所に常勤の医師がないという話でしたが、必要性の観点からもう1点つけ加えさせていただきます。たしかに虐待があつて、親子分離をさせなければならない状況において、裁判所まで使つて争うような場合には、外部の医療機関から診断書を出してもらうことはありますが、やはり児童相談所の中に、常勤の医師、特に精神科の医師がいらつしゃると、継続的に診療を受けることが可能であるし、そうすることで中にいる児童相談所の職員も、親と敵対的な関係になる手前で、余裕をもって社会的養育に向けられますので、常勤の医師は必要と思っています。

次に、49 ページの「社会的養育の充実・強化」について、私の意見としてお願いします。子どもの権利擁護の推進について、平成 28 年の児童福祉法の改正により、「新しい社会的養育ビジョン」を受けて、県としても計画を作成中ということですが、第三者による子どもの意見を聞き代弁するしくみ（アドボケイト）について、これは非常に難しく、そもそも子どもの SOS を発する声は微弱であつて、しかも継続的に発してくれない、大人のように的確に発してくれないということがある上に、施設等にいる子どもたちは、そもそも人権というものがどういう形であるのか、自分が人権侵害されてここに来ているのかということすらもわからない子が多いのが現状であると思っています。非常に難しい問題であると思いますが、あなたたちには人権というものがあるということも含めて、うまくいくような形で、児童福祉審議会を想定されているのかもしれませんが、子どもの特性に応じた形でしくみをつくってほしいと思います。

○中野子ども家庭課長

子どもの権利擁護については、個別計画で「社会的養育推進計画」を策定しているところでございます。その中にもしつかり位置付けて取り組んでいきたいと思っています。

○尾木委員

先ほどの子育て支援員研修で地域の人材を活用することについて少し関連しますが、42 ページの「子どもの居場所づくりに対する支援」として、ここにも地域で子育て支援を担う人材の育成やネットワーク化ということで研修を実施するとあります。

研修に来られる方はそれなりに意識を持っている方で、その手前でもう少し地域の方の関わりの必要性の意識啓発することとか、あなたでもこういうことができる、それが子ども

や子育て家庭のため、社会のためになるということを伝えていくような、人材の掘り起こしの視点が必要ではないでしょうか。積極的に研修の受講に来られる方だけでは足りない状況でありますので、その辺を意識いただけないでしょうか。これは、地域子ども・子育て支援や、社会的養育、虐待防止にも関連してきますので、どこかに追加していただけたらと思います。

○小沼会長

ご提案いただきました。ほかにご意見やご質問はありますでしょうか。

○桂委員

質問があります。本日、横浜市の子ども・子育て支援事業計画の素案を読む会という、市民も意見を言う座談会に出席してきました。

この素案についても、決定したものでいいですが、県民が説明を受けたり、取組みの方向性を聞いたりする機会はこの先、設けられるのでしょうか。というのは、これを読むと、とても勉強になると思っており、幼児保育、医療、教育、障がい、子どもの貧困など、多岐にわたる問題がたくさん書かれていて、県で生活していて、他の状況の人を知る機会もないので、困りごとを知ることや、自分が置かれている状況がこのようにサポートされているということを知ること大切だと思いました。行政が引っ張ってくれることも大切だと思いますが、市民の自主的なまちづくりの参加意識とか、行政のサービスを受けることに県民がお客様気分になってしまうこともあるかと思うので、自分たちも一緒に作ったということがあるといいと思います。県の場合は、間に市町村が入るので難しいかもしれませんが、機会があるといいと思います。

あと、高井委員がお話しされた5歳児健診については、賛成です。私には5歳と7歳の子どもがいますが、7歳の子が小学校に入る前に、療育について健診を申し込みましたが、空きがなくてなかなか受けられない状況で、しかし小学校が始まると、授業を受ける状態で、先生の言うことが聞ける状態であることが必要です。親は、自分の子が小学校でなじめるか不安になると思いますが、誰かに指摘されないと、自分の子どもがなじめるのか気付かないこともあると思います。

また、例えば眼科でも、子どもの目が見えているどうかについて、子どもがお医者さんのいうことを理解できる年齢にならないと判断できないものかと思います。そのため、3歳以降がいいのではないかと思います。体の成長がわかる機会としては1か月や3か月、1歳半、3歳で終わりというのは不安です。

○川上子ども企画担当課長

ご意見ありがとうございました。

プランの素案の内容につきましては、年末にパブリック・コメントを予定しておりますが、通常はホームページにのせるだけです。しかし、色々なところに配布して、なるべく幅広く意見をもらうため、周知をはかっていきたいと考えております。ご説明する機会は、可能な限り、ご要望があれば、お答えしていきたいと思っております。

○今村委員

連合神奈川では6月に男女平等月間として、色々な方の相談にのります。そこで、苦勞している、もうやめたい、行きたくない、心がやられてしまって、という相談で一番多いのは、保育士さんです。先ほどお話も出ましたが、お給料も微妙なところもあり、もともと女性が家でやっていた仕事だから安いというのも事実ですし、保育園によってではあります、良い保育園もたくさんありますが、なかなか難しく、みんなどんどん辞めてしまって、最後自分だけが残ってしまって、もう無理ですと駆け込み寺のようにやってくる方もいるのが事実ですので、実態把握等に努めていただければと思います。

一方で、私は高校の教員をしております、その視点で何点かお願いしたいのですが、43ページの「性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援」が入ったのは、本当にありがたいです。今までは我々が独自で研修などを行っていました。ここには、10代、20代の当事者向けとありますが、当事者はまだわかっていないです、高校生でもまだわかっていない、大人になってもまだわかっていない子もいます。当事者向けはもちろん大事だと思いますが、自殺対策と同じように、出前講座の拡充や教員対象の研修をやっていただけると助かります。最初の健康診断のときに、どうしたらいいかわかっている方か、わかっていない方に出会ってしまうかは、生徒にとっても違うと思うので、ぜひ追加していただければと思います。

もう一つ、64ページの「④ 外国につながるのある児童・生徒への支援」とありますが、ご存知のように、たくさんの外国人の方が日本にいらっしゃって働く状況になっております。しかし、今までと違うのは、急に日本に來られて、例えば2月に來られて4月に高校に入る場合など、全く日本語のわからない生徒がこここのところすごく増えています。それを誰が対応するかというと、語学がわからない、英語すらわからない教員もたくさんおりますので、対応について現場まかせはきついという現状があります。教育のところに、通訳やボランティアの手立てが入ると助かる現場はあります。すべての高校ではなく、例えば外国人がたくさんこられる地域の高校は現場が疲弊しているのも事実ですので、検討いただきたいと思います。

○小沼会長

ご提案いただきました。検討いただければと思います。他にご意見等はありますか。

それでは、私から1点申し上げます。実は、私は「社会的養育推進計画にも携わっておりますが、このプランとその社会的養育の計画が別々に作られているように見えてしまいます。実際は別々ではないのですが、別々に見えます。先ほど吉田委員からもお話がありましたが、2ページの図では、なかなかこれらがつながっていることが見えません。もっと立体的に、もっと色々なことをやっている、ここからつながっていくということが分かる図があるとうれしいです。これは構造の問題で、別々にやっていないが別々にやっているように見えるということがありますので、これを解決できるものと考えていただければと思います、提案させていただきます。

○川上子ども企画担当課長

ありがとうございます。このことは、前回の会議においても吉田委員からもご指摘いただいており、他計画との関係については、30ページの施策体系をベースに、どこのパーツがどこに関わっていくか、わかるような整理をして表示できるようにします。

○小沼会長

時間となりますが、他にご意見等がありますでしょうか。

それでは、プランにつきましては、何かご意見ありましたら、事務局に寄せていただければと思います。

次の議題の(2)「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」の改正について、事務局から説明をお願いします。

○川上子ども企画担当課長

【資料3に基づき説明】

○小沼会長

ありがとうございました。ご質問やご意見はありますか。

それでは、ないようですので、本日の議題は終了となります。ここで進行を事務局に戻します。

○太田子どもみらい部長

活発なご議論をいただき、ありがとうございました。これをもって、令和元年度第2回神奈川県子ども・子育て会議を閉会します。なお、次回は3月の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。